認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する申請書

【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号)第7条第1項の規定による証明に関する申請書】

						令和] :	年	月	目
(宛先)新潟市長 【年		【申請者】 住 所	(=)						
		フリガナ								
氏 生		氏 名								
		生年月日		年		月		目		
		電話番号				/1		Н		
		Eメール								
			業済みの場合記 商号(屋号)		未開	業				
			所 在 地							
創業支援等事 第1項に基づ	強化法第128条第 業による支援を受 く証明書の発行に 責報を提供すること	きけたことの証明? あたり, 私が受け	忍定創業支援 と受けたいの	等事業計画で、下記のと を援等事業の	とおり申請	いたしる	ます。なお	3,同法旗	拖行規則	第7条
a □ 中小企 c □ 日本政 e □ その他	更用目的(該当す 業開業資金(利子補) 策金融公庫 新規開 (けた認定特定創業	給・保証料補助) 業・スタートアップ支	援資金(利率引	b き下げ) d	□ 会社記□ 小規模					
区分	支援内容							創業	支援事業	\$者
経営	□相談窓口	令和	年	月	日			7,5,7,14.	7 102 7 71	
	□ 創業セミナー		年	月	日	(回)			
財務	□相談窓口	令和	 年		日		<u></u> ,			
	□ 創業セミナー		· 年	月	日	(回)			
人材育成	□相談窓口	令和	 年		日		/			
	□ 創業セミナー	- 令和	年	月	日	(回)			
販路開拓	□相談窓口	令和	年		日					
	□ 創業セミナー	- 令和	年	月	日	(回)			
※「会社設立時の 軽減措置は <u>3</u>	とする会社の商号の登録免許税の軽減 の登録免許税の軽減 登記時に法務局で受 或措置を受けることは 号)	」を受けるためには けるもので, 新潟市の	実際に登記を						要です。	
•本店所在	E地									
-	とする会社の資本									円
5 新たに開始	始する事業の業種	重及び具体的な区								
6 設立しよう。	とする会社の雇用	従業者数(予定)	正規雇				正規雇用			人
	とする会社(事業)			令和		年		月		日
※3~7は, 創業	支援を受けて設立し	ようとする会社,新た	とに開始しようと	する事業の予	定について	て記載して	てください。			
既に開業済	みの方は、開業日確	認のため 「個人事業	を	等届出書」 又に	は「履歴事]	頁全部証	明書」の写	しを添付し	_ン てください	١,
		忍定特定創業支				か証明 新産 令和	•	月	号()]	の2 日
申請者が	認定特定創業支	援等事業によりう	支援を受けた	ことを証明、	する。 新潟	市長	中原	八一		
				有効期	限 令和	<u></u> П	年			まで

認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

新潟市

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により,支援制度を活用される場合の注意事項について,次のとおりご案内します。

1. 会社※1設立時の登録免許税の軽減について

- (1) **創業を行おうとする者**又は**創業後5年未満の個人が会社を設立する場合**は、登録免許税の軽減※2を受けることが可能です。<u>登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする</u>個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。
 - ※1 株式会社又は合同会社を指します。
 - ※2 株式会社又は合同会社は,資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減 (株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円,合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減), されます。
- (2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。
- (3) 本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

- (1)無担保,第三者保証人なしの創業関連保証が,事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには,手続を行う際に,信用保証協会又は金融機関に証明書(写し可)を提出し,別途,審査を受ける必要があります。
- (2)本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫 新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げについて

- (1)特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、 同資金を利用することが可能です(別途、審査を受ける必要があります)。
- (2) 本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合には、日本政策金融公庫新規開業・スタートアップ支援 資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。

※法改正等により支援制度が変更・終了となる場合があります。

証明書の交付を受けた方へ

後日、創業に関するアンケートをさせていただく場合がございますので、ご協力をお願いいたします。